

発注者支援業務・公物管理補助業務 等の方針について

＜資料構成＞

【１】令和７年度発注者支援業務等の改定概要	．．． P 1
【２】令和７年度発注者支援業務等の方針	．．． P 9
【３】令和７年度発注者支援業務等のポイント	．．． P 10
【４】令和７年度発注者支援業務等の契約方針	．．． P 22
【５】令和７年度発注者支援業務等における要件等	．．． P 25
【６】その他	．．． P 56

令和7年度の発注者支援業務等の手続きより、以下の内容を改定します。

①積算関係の改定

- ・「積算技術業務」の積算歩掛
- ・パソコン・プリンタ使用料の改定

発注スケジュールについて

「工事監督支援」 「公物管理補助」 「行政事務補助業務」 「施工体制調査業務」	左記以外の 発注者支援業務等 (積算技術、技術審査、用地補償)
■ 発注の見通しの公表《 令和6年12月17日 》 (各事務所にて閲覧、PPI、HP公表(記者発表)予定)	
■ 入札手続開始の公告 ※ 12月下旬以降 を予定	■ 入札手続開始の公告 ※ 1月下旬以降 を予定
■ 入札・開札 ※ 3月上旬 を予定	■ 入札・開札 ※ 3月中旬以降 を予定
■ 4月1日契約	■ 4月10日以降契約、履行開始

※詳細については、各業務の入札公告及び入札説明書をご確認願います。

①積算関係の改定

- ・「積算技術業務」の積算歩掛について
- ・「技術審査業務」「調査設計資料作成業務」で計上するパソコン・プリンタ使用料について

上記については、次ページに示す運用基準を関東地方整備局HPにて公表します。<https://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/gijyutu00000057.html>

発注者支援業務積算基準の運用基準

(令和7年4月1日以降に契約締結する業務に適用)

1. 運用基準について

発注者支援業務積算基準の運用基準は、「積算技術業務積算基準」、「技術審査業務積算基準」、「工事監督支援業務積算基準」及び「調査設計資料作成業務積算基準」について、積算計上の考え方等を示した運用を定めたものである。

なお、当該運用は契約方式を一般競争（総合評価落札方式）とする場合を対象とし、それ以外の契約方式による場合は別途考慮するものとする。

2. 業務委託料の積算（発注者支援業務）

「積算技術業務積算基準」、「技術審査業務積算基準」及び「工事監督支援業務積算基準」の3. 業務委託料の積算（2）各構成費目の算定 イ 直接原価（イ）直接人件費、及び（ロ）直接経費は各種業務において以下のとおりとする。

2-1 積算技術業務

1) 標準歩掛

積算技術業務における積算基準は、「積算技術業務積算基準」のとおりとする。

2) 各構成費目の算定

①直接人件費

直接人件費の算出のための歩掛は「別紙-1 積算技術業務（各種歩掛）」による。
なお、現地調査については、当初設計書作成時を対象として標準歩掛を用いる。

②事務用品費

事務用品費は「その他原価」に含まれている為、別途計上しない。

③旅費交通費

旅費交通費等について、通勤により業務を行う場合は、直接人件費に対し率を乗じた額を計上する。

なお、率を用いない積算としている場合は、以下のよう計上するものとする。

ア. 打合せにかかる旅費交通費については、業務全体の打合せ及び対象工事毎の打合せの回数分を「設計業務等標準積算基準書参考資料」及び「測量業務、地質調査、設計業務等における旅費交通費の取扱いの一部改正について（H24.12.25 付国関整技管第163号）」により計上すること。

イ. 現地調査にかかる旅費交通費については、現地調査1回毎に以下の通り計上すること。

- 1) 使用する業務用自動車の規格は、原則として5人乗りライトバン（1.5L）とする。
- 2) 業務用自動車損料については、「請負工事機械経費積算要領」に基づいて積算する。
- 3) 業務用自動車は、現場内移動（現地調査）のために1日・台当たり2時間計上するものとする。

④電算機使用経費

電算機使用料については、原則として別途計上しない。

3) 打合せ

打合せ回数は特記仕様書による。

積算対象工事毎の打合せの積算は、積算基準の「工事毎の打合せ」に基づき、1回あたりの歩掛を計上する。

4) 総価入札単価合意方式

単価を合意する場合は、下記の式により合意単価を算定すること。

$$\text{単価} = (\text{直接人件費} + \text{直接経費} + \text{その他原価} + \text{一般管理費}) \times 1.10$$

※注：税抜き価格は、千円未満を切り捨てする。なお、端数の切り捨ては単価毎に一般管理費等にて行うこととし、全体の契約額に関する調整は任意の工事区分における単価の一般管理費等にて行うこととする。

変更契約における追加項目の落札補正については、当初契約時における落札率を用いるものとする。（第2回変更契約以降についても当初契約時の落札率を用いるものとする。）

【1】令和7年度発注者支援業務等の改定概要

2-2 技術審査業務

1) 標準歩掛

技術審査業務における積算基準は、「技術審査業務積算基準」のとおりとする。

2) 各構成費目の算定

①直接人件費

現地調査は原則行わないものとする。

②電算機使用経費

在庁により業務を行う場合のパソコン、プリンタ等については、「別紙-2 パソコン及びプリンタ使用料」により計上するものとする。

③旅費交通費

旅費交通費等について、通勤により業務を行う場合は、直接人件費に対し率を乗じた額を計上する。

なお、率を用いない積算としている場合は、以下のように計上するものとする。

ア、打合せにかかる旅費交通費については、業務全体の打合せ及び対象工事毎の打合せの回数分を「設計業務等標準積算基準書参考資料」及び「測量業務、地質調査、設計業務等における旅費交通費の取扱いの一部改正について（H24.12.25 付国開整技管第163号）」により計上すること。

3) 打合せ

打合せ回数は、特記仕様書による。

審査対象工事毎の打合せの積算は、積算基準の「審査対象工事毎の打合せ」に基づき、1回あたりの歩掛を計上する。

4) 総価入札単価合意方式

単価を合意する場合は、下記の式により合意単価を算定すること。

$$\text{単価} = (\text{直接人件費} + \text{直接経費} + \text{その他原価} + \text{一般管理費}) \times 1.10$$

※注：税抜き価格は、百円未満を切り捨てる。なお、端数の切り捨ては単価毎に一般管理費等にて行うこととし、全体の契約額に関する調整は任意の単価の一般管理費等にて行うこととする。

変更契約における追加項目の落札補正については、当初契約時における落札率を用いるものとする。（第2回変更契約以降においても当初契約時の落札率を用いるものとする。）

5) 公募型指名競争入札方式（試行）、フレームワークモデル工事（試行）への対応

＜適用：令和5年9月8日通知以降＞

令和5年9月8日付通知「公募型指名競争入札方式（試行）について」及び「フレームワークモデル工事（試行）について」に伴い、積算にあたっては下記のとおりとする。

- ・公告や説明書の作成
- ・歩掛 施工能力評価型「入札公告、入札説明書の作成」
- ・総合評価
- ・歩掛 施工能力評価型「企業の施工実績等評価」
- ・指名業者の選定
- ・歩掛 施工能力評価型「企業同種実績等の確認・整理」
- 歩掛 施工能力評価型「一般競争参加資格等の確認・整理」

2-3 工事監督支援業務

1) 標準歩掛

工事監督支援業務における積算基準は、「工事監督支援業務積算基準」のとおりとする。

2) 各構成費目の算定

①電算機使用経費

在庁により業務を行う場合のパソコン、プリンタ等については、直接人件費に対し率を乗じた額を計上するものとする。

②旅費交通費

旅費交通費等について、通勤により業務を行う場合は、直接人件費に対し率を乗じた額を計上する。

なお、率を用いない積算としている場合は、以下のように計上するものとする。

ア、打合せにかかる旅費交通費については、打合せの回数分を「設計業務等標準積算基準書参考資料」及び「測量業務、地質調査、設計業務等における旅費交通費の取扱いの一部改正について（H24.12.25 付国開整技管第163号）」により計上すること。

イ、業務用自動車は、現場内移動（報告、調整、連絡業務を含む。）のために1日・台当たり2時間を計上するものとする。

3) 打合せ

打合せ回数は、特記仕様書による。

定例打合せの積算は、発注者支援業務積算基準に基づき、1月当たり2回を標準とし、業務場所（各出張所、監督官詰所等）毎に、管理技術者を1.2人/月計上するものとする。

3. 業務委託料の積算（調査設計資料作成業務）

「調査設計資料作成業務積算基準」の第1章 3. 業務委託料の積算（2）各構成費目の算定1）直接人件費、及び2）直接経費は以下のとおりとする。

3-1 調査設計資料作成業務

1) 標準歩掛

調査設計資料作成業務における積算基準は、「調査設計資料作成業務積算基準」のとおりとす。

2) 各構成費目の算定

①電算機使用経費

在庁により業務を行う場合のパソコン、プリンタ等については、「別紙-2 パソコン及びプリンタ使用料」により計上するものとする。

②旅費交通費

打合せにかかる旅費交通費については、打合せの回数分を「設計業務等標準積算基準書参考資料」及び「測量業務、地質調査、設計業務等における旅費交通費の取扱いの一部改正について（H24.12.25付国関整技管第163号）」により計上すること。

③業務用自動車損料、燃料費及び運転手賃金等

業務内容として現地調査等を実施する場合は、「調査設計資料作成業務積算基準」のとおりに計上する。

3) 打合せ

打合せ回数は、特記仕様書による。

打合せの積算は、調査設計資料作成業務積算基準に基づき、1月当たり2回を標準とし、業務場所（各出張所、監督官詰所等）毎に、管理技術者を1.2人/月計上するものとする。

4. 業務価格

業務価格は10,000円単位とする。10,000円単位での調整は一般管理費で行う。

【1】令和7年度発注者支援業務等の改定概要

積算技術業務（各種歩掛）

別紙－1

No	事業区分(Lv0)	工事区分(Lv1)	当初設計								変更設計											
			簡易A区分(工事種別が4種以下の工事)				標準B区分(工事種別が5種以上の工事)				簡易A区分(工事種別が4種以下の工事)				標準B区分(工事種別が5種以上の工事)				数量精査			
			技師A	技師B	技師C	技術員	技師A	技師B	技師C	技術員	技師A	技師B	技師C	技術員	技師A	技師B	技師C	技術員	技師A	技師B	技師C	技術員
1	河川改修	築堤・護岸	3,500	0,500	25,800	2,500	6,900	0,600	38,000	5,600	2,700	0,600	14,600	2,600	3,800	0,400	21,500	3,000	2,000	0,400	11,000	2,000
2		波瀾(河川)	-	-	-	-	3,500	0,500	21,000	2,900	-	-	-	-	2,500	0,500	14,300	2,600	1,100	0,000	7,000	0,800
3		樋門・樋管	4,900	0,700	29,000	4,300	8,000	1,000	42,100	6,000	3,100	0,500	17,800	2,800	4,500	0,500	25,100	4,000	2,200	0,300	13,100	1,800
4		水門	5,700	0,600	32,100	4,600	11,400	0,700	63,400	7,000	3,000	0,300	16,700	2,200	7,100	0,400	39,000	4,700	3,600	0,300	18,000	2,700
5		堰	6,300	0,500	36,300	4,300	11,700	0,600	67,000	7,200	3,500	0,300	19,800	2,900	7,300	0,400	41,600	5,900	3,700	0,300	18,500	2,800
6		排水機場	4,400	0,000	26,700	0,000	6,000	0,900	33,100	4,400	2,500	0,000	14,000	0,000	2,900	0,500	16,400	2,600	1,500	0,300	7,600	1,100
7		床止め・床固め	3,800	0,500	21,000	3,200	5,400	0,500	30,000	3,900	2,600	0,500	13,800	2,800	3,500	0,300	17,500	2,600	1,300	0,300	7,400	1,000
8	河川維持・修繕	河川維持	2,700	0,400	16,400	2,500	5,400	0,700	30,000	4,300	2,200	0,600	9,900	2,100	3,100	0,700	15,400	2,100	1,400	0,000	8,400	1,000
9		河川修繕	3,300	0,600	17,800	2,500	5,400	0,900	30,200	4,400	2,500	0,000	12,000	0,800	2,900	0,700	15,400	2,400	1,600	0,300	7,800	1,000
10	海岸整備	堤防・護岸	3,500	0,500	19,500	3,000	5,500	0,500	29,500	4,500	2,300	0,400	11,600	1,900	3,400	0,700	17,500	4,100	1,500	0,400	8,900	1,300
11		突堤・人工岬	3,300	0,700	16,200	3,000	5,200	0,700	25,400	4,300	1,800	0,300	9,300	1,900	3,000	0,600	15,500	2,500	1,300	0,500	5,900	0,900
12		海域堤防	-	-	-	-	3,300	0,900	16,900	3,200	-	-	-	-	2,300	0,500	12,300	2,100	1,100	0,400	4,800	0,700
13		波瀾(海岸)	-	-	-	-	4,000	1,000	19,600	3,600	-	-	-	-	2,300	0,700	10,000	1,800	1,100	0,300	5,600	0,800
14		養浜	-	-	-	-	3,300	1,000	14,300	2,800	-	-	-	-	1,900	0,500	8,800	1,800	1,000	0,300	5,000	0,800
15	砂防・地すべり対策	砂防堰堤	5,400	0,000	33,500	0,000	7,300	0,500	41,600	5,100	2,800	0,400	15,900	3,200	4,200	0,400	23,600	4,700	2,300	0,300	11,500	1,700
16		流路	4,600	0,000	25,700	0,000	6,200	0,800	34,300	4,600	2,500	0,000	14,900	0,000	3,600	0,000	19,500	2,200	1,500	0,300	8,700	1,300
17		斜面対策	3,600	0,500	22,600	2,800	5,900	0,600	33,900	3,900	2,400	0,000	12,900	1,400	3,100	0,300	18,400	2,500	1,400	0,300	9,100	1,100
18	道路新設・改築	道路改良	3,500	0,600	21,700	2,800	6,800	0,800	37,400	5,000	2,400	0,300	12,000	1,800	4,100	0,500	23,100	3,100	1,700	0,400	9,100	1,500
19		舗装	3,000	0,600	16,400	2,600	4,500	0,400	31,600	3,000	2,000	0,300	10,000	1,500	3,600	0,400	19,000	2,500	1,300	0,400	8,100	1,300
20		鋼橋上部	5,800	0,500	31,600	4,800	8,300	1,000	47,300	6,300	4,200	0,000	18,900	4,500	5,200	0,600	28,100	4,400	2,500	0,300	14,100	1,900
21		コンクリート橋上部	5,200	0,600	28,800	3,500	7,500	0,600	41,700	5,200	3,200	0,400	17,400	2,200	4,900	0,300	27,700	4,900	3,100	0,200	12,000	1,700
22		橋梁下部	4,700	0,600	26,000	3,700	7,500	1,100	41,200	6,800	3,100	0,300	15,500	2,300	5,000	0,500	28,400	5,700	2,200	0,300	13,500	1,900
23		トンネル(NATM)	-	-	-	-	8,300	1,100	45,100	8,000	-	-	-	-	5,600	0,000	34,900	0,000	2,000	0,500	12,000	2,900
24		コンクリートシフト	3,100	0,600	17,600	3,400	5,400	0,700	29,100	4,400	2,200	0,300	11,000	1,700	3,200	0,500	17,100	2,900	1,400	0,400	6,900	1,400
25		鋼製シフト	3,400	0,500	21,000	4,000	5,600	0,700	29,900	4,700	2,200	0,000	15,900	0,000	3,400	0,500	17,500	2,900	1,400	0,400	6,700	1,900
26		地下横断歩道	-	-	-	-	4,500	0,500	26,000	4,800	-	-	-	-	3,500	0,000	21,800	0,000	2,000	0,000	12,000	1,500
27		地下駐車場	-	-	-	-	5,600	0,700	29,400	4,100	-	-	-	-	3,300	0,500	17,400	2,500	1,300	0,300	6,700	1,000
28	共同溝・電線共同溝	共同溝	-	-	-	-	4,900	0,800	25,400	3,900	-	-	-	-	3,400	0,300	17,000	2,600	1,400	0,500	6,200	1,200
29		電線共同溝	-	-	-	-	4,900	0,800	27,600	3,200	-	-	-	-	3,500	0,500	18,000	2,900	1,400	0,200	7,500	0,900
30		情報ボックス	-	-	-	-	2,400	0,700	14,800	2,200	-	-	-	-	1,800	0,500	9,200	1,300	1,100	0,400	4,900	0,800
31	道路維持・修繕	道路維持	3,500	0,600	19,000	3,600	7,200	0,700	40,100	6,200	2,400	0,400	13,200	2,000	3,700	0,400	22,400	2,600	1,900	0,300	11,600	1,300
32		道路修繕	4,000	0,000	21,600	1,900	7,900	0,600	42,300	5,300	2,200	0,000	13,200	0,000	4,600	0,400	24,600	2,800	2,200	0,300	12,100	1,400
33		橋梁保全工事	4,500	0,500	25,000	3,000	8,500	0,700	45,800	5,400	3,100	0,600	15,700	4,600	5,000	0,300	34,000	3,500	2,200	0,000	13,300	1,500
34		雪害	-	-	-	-	2,500	1,000	12,500	1,500	-	-	-	-	1,700	0,400	8,700	1,100	0,700	0,000	4,300	0,600

積算技術業務における各種歩掛

各工事の積算技術業務において、1工事当たりの積算^(注1)を実施するための各工事区分別の当初設計書及び変更設計書の歩掛とする。

「工事区分(Lv1)」が2種類以上設定が必要な工事に関しては、「主たる工事区分」の歩掛を使用するものとする。

注1) 積算とは、共通仕様書2002条で定められている以下の内容とする。

- ・工事発注図面及び数量総括表(数量計算書)の作成。
- ・積算資料作成
- ・積算システムへの積算データ入力(データリストの作成)

【 1 】 令和 7 年度発注者支援業務等の改定概要

パソコン及びプリンタ使用料

別紙ー 2

1) パソコン (CADソフト含む) 1台当たり

円/ヶ月

No	項目	仕様 (以下と同等以上)	使用料 (税抜き)
1	OS	Windows 11	27,496
2	アプリケーション	Microsoft office 2016	
		Justsystem 一太郎 Pro	
		Adobe Acrobat DC	
		CADソフトウェア ((AutoCAD LT Civil Suite 2016 (AUTODESK CALS TOOLS 2016) 等)	

2) パソコン (CADソフト含まない) 1台当たり

円/ヶ月

No	項目	仕様 (以下と同等以上)	使用料 (税抜き)
1	OS	Windows 11	21,105
2	アプリケーション	Microsoft office 2016	
		Justsystem 一太郎 Pro	
		Adobe Acrobat DC	

3) プリンタ 1台当たり (コピー用紙代、トナー代は含まない。)

円/ヶ月

No	項目	仕様	使用料 (税抜き)
1	用紙サイズ等	カラー出力及び最大A3対応	18,291

令和6年度から変更なし

1. 入札契約方式について

全業務を「一般競争入札（総合評価落札方式）」

		業務名	総合評価落札方式	
			価格点：技術点	タイプ
発注者支援業務等	発注者支援	積算技術業務	1：2	標準
		技術審査業務	1：2	標準
		工事監督支援業務	1：2	標準
	公物管理補助	河川巡視業務	1：2	標準
		河川許認可審査支援業務	1：2	標準
		ダム管理支援業務	1：2	標準
		堰・排水機場等管理支援業務	1：2	標準
		道路許認可審査・適正化指導業務	1：2	標準
	発注者支援等	用地補償総合技術業務	1：2	標準
その他	行政事務補助	調査設計資料作成業務	1：1	簡易
		用地調査点検等技術業務	1：1	簡易
		裁決申請等関係資料作成整理等業務及び災害復旧用地関係資料作成整理等業務	1：1	簡易
	工事監督支援業務に準じる業務	施工体制調査業務	1：2	標準

1. 発注業務一覧

令和6年度から変更なし

区 分		業務名称	主な業務内容
発注者支援業務等	発注者支援業務	積算技術業務	工事の積算に必要な工事発注用図面、数量総括表、積算資料、積算データの作成等の業務支援。
		技術審査業務	入札契約手続きにおける企業の技術力評価のため、審査資料の作成等の業務の支援。
		工事監督支援業務	工事目的物の位置、寸法、使用する材料等についての適否の確認及び監督員の報告や工事施工業者から提出される資料と現地状況の照合及び、設計変更協議用資料の作成等の支援。
	公物管理補助業務	河川巡視支援業務	河川が常時良好に保たれるよう、管理する区域(河川区域、河川予定地、河川保全区域)を巡視し、状況を把握、河川の異常・変状及び不法占用等の状況を報告・記録し必要な措置を講ずる。
		河川許認可審査支援	河川関係法令等に基づく申請書類の審査、許認可工作物の監督検査、苦情・問い合わせ対応、台帳整備、危機管理対応等の支援。
		ダム管理支援業務	ダム、貯水池や関連設備等を管理する上で必要な監視、点検、ゲート操作、気象水象等の観測記録及びダム管理資料整理等の業務の支援。
		堰・排水機場管理支援	管理する堰や排水機場及び樋門等の操作支援並びに操作に必要な情報収集や目視点検を行う。
		道路許認可審査・適正化指導	道路法に基づく各種申請書類の審査・指導、道路の不法使用、不法占有の指導取締り、境界確認申請審査・現地立会い、特殊車両通行の指導取締り等の支援
	用地補償総合技術業務	用地補償総合技術業務	損失の補償等を要する権利者に対し、公共用地交渉方針の策定を行ったうえで、公共用地交渉を実施し、補償契約の承諾を得る 等
その他	行政事務補助業務	調査設計資料作成業務	施工計画立案に関する資料とりまとめ、積算に必要な図面・数量その他資料作成、設計に用いる検討資料の作成、施工管理に関する資料の取りまとめ、業務の入札契約に関する資料作成を行う。
		用地調査点検等技術業務	土地等の取得等に伴う測量、調査、補償金額の算定等に係る進捗状況を確認するための工程管理補助若しくは成果の点検・調製確認または用地関係資料の作成等を行う業務。
		裁決申請等関係資料作成整理等業務	土地等の収用又は使用の裁決申請及び明渡裁決の申立て等に係る資料の作成整理等を行う業務。
		災害復旧用地関係仕様作成整理等業務	災害復旧事業のための土地等の取得等及びこれに伴う損失の補償等に係る資料の作成整理等の業務支援を行う。
	工事監督支援業務に準ずる業務	施工体制調査業務	施工体制調査に係る業務

3. 近年に変更された主な事項（実施要項）

令和6年度から変更なし

◆ 実施要項の変更（その1）

継続教育取組実績（CPD）の評価の追加

R6～

【全業務】

- ・配置予定管理技術者の経験及び能力において、**継続教育取組実績（CPD）を加点評価**

賃上げ実施する企業に対する加点措置

R5～

【全業務】

- ・賃上げ加算点として、**従来の技術点80点に5点を加算**

3. 近年に変更された主な事項（実施要項）

令和6年度から変更なし

◆ 実施要項の変更（その2）

入札参加資格に関する事項の変更

R3～

【公物管理補助業務】

- ・入札参加者の業務実績として、**行政事務補助業務を追加**

配置予定管理技術者の資格要件等に関する事項の変更

R3～

【発注者支援業務、調査設計資料作成業務、施工体制調査業務】

- ・同種業務に**公物管理補助業務を追加**

【公物管理補助業務】

- ・技術的行政経験の経験年数を**25年から20年に緩和**
- ・技術的行政経験の範囲に、**中核市を追加**
- ・同種業務に**発注者支援業務を追加**

3. 近年に変更された主な事項（実施要項）

令和6年度から変更なし

◆ 実施要項の変更（その3）

配置予定担当技術者の資格要件等に関する事項の変更

R3～

【発注者支援業務、公物管理補助業務、調査設計資料作成業務、施工体制調査業務】

- ・ 技術的行政経験の経験年数を10年から5年に緩和
- ・ 技術的行政経験の範囲に、**中核市を追加**

【発注者支援業務、調査設計資料作成業務、施工体制調査業務】

- ・ 同種業務に**公物管理補助業務を追加**

【公物管理補助業務】

- ・ 同種業務に**発注者支援業務を追加**

【参考】中核市について

中核市の概要	政令指定都市が処理することができる事務のうち、都道府県がその区域にわたり一体的に処理することが中核市が処理することにより比して効率的な事務を除き、中核市に対して委譲するものである。
中核市の要件	人口20万人以上
関東地整管内の中核市	水戸市、宇都宮市、前橋市、高崎市、川越市、川口市、越谷市、船橋市、柏市、八王子市、横須賀市、甲府市、長野市

3. 近年に変更された主な事項（実施要項）

令和6年度から変更なし

◆ 実施要項の変更（その4）

配置予定管理技術者の総合評価における判断基準についての変更 R2～

◎地域精通度について、隣接する都道府県について追加。（全業務）

変更前(3段階)		現状(5段階)	
区分	配点	区分	配点
当該事務所管内における ① 同種又は類似業務実績がある。	5	① 当該事務所等管内における同種又は類似業務実績がある。	5
		② 当該事務所等が所在する都県に隣接する都県(整備局管内)における同種又は類似業務実績がある。	4
当該整備局管内における ② 同種又は類似業務実績がある。	3	③ 当該整備局管内における同種又は類似業務実績がある。	3
		④ 当該事務所等が所在する都県に隣接する都県(整備局管外)における同種又は類似業務実績がある。	2
③ ①、②以外	0	⑤ ①、②、③、④以外（④が存在しない場合④に関する記載しない）	0

3. 近年に変更された主な事項（実施要項）

令和6年度から変更なし

隣接する都道府県について

関東地方整備局管内とは、茨城県・栃木県・群馬県・埼玉県・千葉県・東京都・神奈川県・山梨県・長野県・静岡県内とする。

「隣接する都道府県」とは、橋及びトンネルでの隣接を含む地続きの隣接都道府県とし、以下のとおりとする。

事務所 所在都県	隣接する都県	
	整備局管内	整備局管外
茨城県	栃木県、埼玉県、千葉県	福島県
栃木県	茨城県、群馬県、埼玉県	福島県
群馬県	栃木県、埼玉県、長野県	福島県、新潟県
埼玉県	茨城県、栃木県、群馬県、千葉県、東京都、 山梨県、長野県	
千葉県	茨城県、埼玉県、東京都、神奈川県	
東京都	埼玉県、千葉県、神奈川県、山梨県	
神奈川県	東京都、千葉県、山梨県、静岡県	
山梨県	埼玉県、東京都、神奈川県、長野県、静岡県	
長野県	群馬県、埼玉県、山梨県、静岡県	新潟県、富山県、岐阜県、 愛知県

3. 近年に変更された主な事項（実施要項）

令和6年度から変更なし

◆ 実施要項の変更（その5）

配置予定担当技術者の総合評価における判断基準についての変更 H31・R1～

◎複数の配置予定担当技術者を申請した場合、上位1名の評価値とする。

業務区分	変更前（H30まで）	現行（H31から）
・積算技術業務 ・工事監督支援業務 ・技術審査業務 ・河川巡視支援業務 ・河川許認可審査支援業務 ・堰・排水機場等管理支援業務 ・道路許認可審査・適正化指導業務	複数の配置予定担当技術者が申請された場合は、申請された 全ての配置予定担当技術者の評価値の平均値 とする。	複数の配置予定担当技術者が申請された場合は、申請された配置 予定担当技術者の上位1名の評価値 とする。
・ダム管理支援業務	複数の配置予定担当技術者が申請された場合は、申請された（「調査職員勤務時間外及び閉庁日における情報連絡業務」にもつぱら従事する配置予定担当技術者を除く） 全ての配置予定担当技術者の評価点の平均値 とする。	複数の配置予定担当技術者が申請された場合は、申請された（「調査職員勤務時間外及び閉庁日における情報連絡業務」にもつぱら従事する配置予定担当技術者を除く） 配置予定担当技術者の上位1名の評価値 とする。
・用地補償総合技術業務	複数の配置予定担当技術者及び予定業務従事者が申請された場合は、 すべての配置予定担当技術者及び配置予定業務従事者の評価点（①5点又は②0点）の平均値 とする。	複数の配置予定担当技術者及び予定業務従事者が申請された場合は すべての配置予定担当技術者及び配置予定業務従事者の上位1名の評価値 とする。

3. 近年に変更された主な事項（実施要項）

令和6年度から変更なし

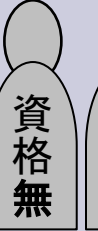
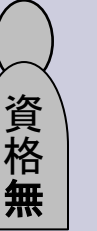
◆ 実施要項の変更（その6）

配置予定担当技術者の資格要件の緩和

➤ 積算技術業務、技術審査業務

H27～

1つの履行場所において、担当技術者を複数名配置する場合、1名のみ資格要件を満たさなくとも配置可能とする。

	①	②	③	④	⑤
事例	 	  	   	   	 

3. 近年に変更された主な事項（実施要項）

令和6年度から変更なし

◆ 実施要項の変更（その7）

配置予定担当技術者の資格要件の緩和

河川巡視支援

H30～

1. 配置予定担当技術者のうち1名以上が、以下のいずれかの資格等を有する場合、別の配置予定担当技術者のうち1名に限り、資格等を有することを求めない。

その他の配置予定担当技術者については資格要件のいずれかの資格を有すること。

- 河川維持管理技術者
- 河川点検士

	①	②	③	④
事例	資格有 上記の 資格無 ○	資格有 上記の 資格無 資格有 別の ○	資格有 上記の 資格無 資格無 ×	資格無 資格無 資格無 ×

2. 配置予定管理技術者が、河川維持管理技術者の資格を有する場合、複数の配置予定担当技術者のうち1名に限り、資格等を有することを求めない。その他の18配置予定担当技術者については、資格要件のいずれかの資格等を有すること。

3. 近年に変更された主な事項（実施要項）

令和6年度から変更なし

◆ 実施要項の変更（その8）

配置予定担当技術者の資格要件の緩和

➤ ダム管理支援業務

H30～

1つの履行場所において、担当技術者を複数名配置する場合、1名のみ資格要件を満たさなくとも配置可能とする。

	①	②	③	④	⑤
事例	資格有 ○	資格有 資格無 ○	資格有 資格無 資格有 ○	資格有 資格無 資格無 ×	資格無 ×

配置予定担当技術者の資格要件の緩和

➤ 河川許認可審査支援

H30～

1つの履行場所において、担当技術者を複数名配置する場合、1名が資格要件を満たしていれば良いものとする。ただし、資格要件を満たす担当技術者の配置割合は、1／3(人)を下回らないこと。

3. 近年に変更された主な事項（実施要項）

令和6年度から変更なし

◆ 実施要項の変更（その9）

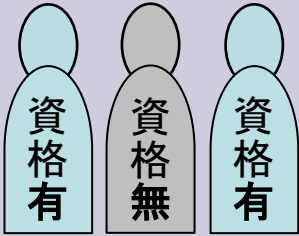
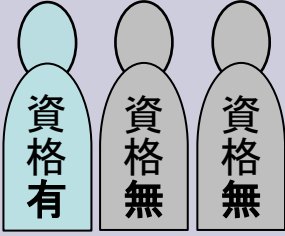
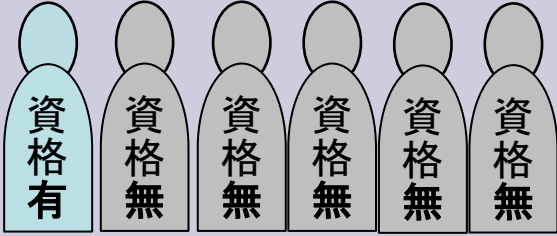
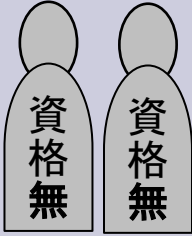
配置予定担当技術者の資格要件の緩和

➤ 道路許認可審査・適正化指導

H30～

1つの履行場所において、担当技術者を複数名配置する場合、1名が資格要件を満たしていれば良いものとする。ただし、資格要件を満たす担当技術者の配置割合は1／5(人)を下回らないこと。

※「特殊車両通行許可審査業務」及び「特殊車両の通行に係る指導取締り」は1／3（人）

	①	②	③	④
事例	 資格有 資格無 資格有 ○	 資格有 資格無 資格無 ○	 資格有 資格無 資格無 資格無 資格無 資格無 ×	 資格無 資格無 ×

3. 近年に変更された主な事項（実施要項）

令和6年度から変更なし

◆ 実施要項の変更（その10）

配置予定業務従事者の資格要件の緩和

➤ 用地補償総合技術業務

H27～

業務従事者を複数名配置する場合、1名のみ資格要件を満たさなくとも配置可能とする。

	①	②	③	④	⑤
事例	 	  	   	   	 

1. 応募要件等

(1) 企業及び配置予定管理技術者に求める実績要件

①業務実績要件の緩和＜全業務分野共通＞

企業及び配置予定管理技術者に求める実績要件の期間を過去10ヵ年から過去15ヵ年へ延長する。

②総合評価における実績評価の見直し＜積算技術業務, 工事監督支援業務, 技術審査業務＞

配置予定管理技術者の類似業務実績として設定していた地方公共団体（都道府県・政令市を除く）等が発注した発注者支援業務を同種業務実績に引き上げる。

(2) 配置予定管理技術者及び配置予定担当技術者等に求める資格要件

(16～20ページに記載のとおり)

(3) 中立性要件

発注者支援業務の受注者と業務の対象工事の受注者等との利益相反を防止するため、当該要件に対して必要な中立性要件を付する。

(4) 配置予定管理技術者の直接的雇用関係

企業と配置予定管理技術者の直接的雇用関係について、履行期間中の直接雇用関係を求める要件とする。

(直接的雇用関係が確認できる資料の写しを添付することとする)

令和6年度から変更なし

2. 契約条件の設定

(1) 設計共同体

- 技術力の結集による品質確保向上及び企業の積極的な参加による競争性の向上を図るため、平成23年度より設計共同体による業務参加を拡大導入しており、令和7年度も同様な業務の区分を設計共同体として認めている。

◆設計共同体として認める業務の区分

対象業務	分担できる業務の区分	
発注者支援業務 積算技術 工事監督支援	業務内容による区分	・河川／道路／電気／機械／公園 等
	工種による区分	・維持修繕／改築 等
	区域による区分	・出張所単位（監督官単位） ・河川単位 ・道路路線単位 等
公物管理補助業務 (全般)	業務内容による区分	・河川／道路／電気／機械 等
	区域による区分	・出張所単位 ・河川単位 ・道路路線単位 等
	ダム管理支援	・下流放流区間巡回／ダム操作業務 等
	堰・排水機場等管理支援	・施設単位 等
	河川許認可審査支援	・占用申請等の審査受付／現地での占用状況等確認 等
用地補償総合技術業務	道路許認可審査・適正化指導	・占用申請等の審査受付／現地立会／特車申請の審査及び指導取締り 等
	業務内容による区分	・道路／河川 等
	区域による区分	・河川単位 ・道路路線単位 等

令和6年度から変更なし

（３）国庫債務負担行為を活用した複数年度契約の実施

- 平成23年度より導入している「複数年度契約」については、令和7年度も継続し導入する。

発注者支援業務 ・ ・ ・ 実施可能な業務にて複数年度契約を導入

公物管理補助業務 ・ ・ ・ 実施可能な業務にて複数年度契約を導入

用地補償総合技術業務 ・ ・ ・ 実施可能な業務にて複数年度契約を導入

1) 参加資格要件

令和7年度

(ア) 単体の場合

- ① 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しないものであること。
- ② 関東地方整備局（港湾空港関係を除く）における **令和7・8年度** 土木関係コンサルタント業務に係る一般競争（指名競争） 参加資格の認定を受けている又は申請中であること。
- ③ 関東地方整備局長から建設コンサルタント業務等に関し指名停止の措置を受けている期間中でないこと。
- ④ 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者として、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- ⑤ 法人税並びに消費税及び地方消費税の滞納がないこと。
- ⑥ 労働保険、厚生年金保険等の適用を受けている場合、保険料等の滞納がないこと。

（イ）設計共同体の場合

- ① （ア）に掲げる条件を満たしている者により構成されていること。
- ② 業務の特性に応じた分担業務となっている設計共同体であって、「競争参加者の資格に関する公示」に示すところにより、関東地方整備局長から業務に係る設計共同体として競争参加者の資格の認定を当該業務の開札の日までに受けているものであること。

令和6年度から変更なし

2) 競争参加資格確認申請書の提出者に対する要件

(ア) 中立・公平性に関する要件

＜発注者支援業務＞

業務区分	要件
積算技術	・工事に関する参加資格要件 業務の履行期間中に工期がある当該事務所発注工事に参加している者及びその発注工事に参加している者と資本面・人事面で関係がある者は、本業務の入札に参加できない。
工事監督 支援	・工事に関する事後制限(※参加資格には該当しない) 本業務を受注した者及び本業務を受注した者と資本面・人事面で関係のある者は、業務履行期間中に工期のある当該事務所発注工事に参加してはならない。また、本業務の担当技術者の出向・派遣元及び出向・派遣元と資本面・人事面で関係のある者は、業務履行期間中に工期のある当該事務所発注工事に参加してはならない。
技術審査	

<公物管理補助業務（その1）>

令和6年度から変更なし

業務区分	要件
河川巡視支援	・参加資格要件 業務対象河川内の占有者等及びその占有者等と資本面・人事面等で関係がある者は、本業務の入札に参加できない。（ただし、業務内容に許認可等の審査、指導の支援を付随されている業務に限る。）
河川許認可審査支援	
ダム管理支援	・参加資格要件 ①本業務の履行期間中に工期がある当該事務所発注工事に参加している者及びその発注工事に参加している者と資本面・人事面で関係がある者は、本業務の入札に参加できない。（ただし、業務内容に、工事監督の支援、積算の支援、技術審査の支援に関する業務が付随されている場合に限る。） ②業務対象区間の占有者及び占有者等と資本面・人事面等で関係がある者は、本業務の入札に参加できない。（ただし、業務内容に許認可等の審査、指導の支援を付随されている業務に限る。） ・工事に関する事後制限（※参加資格には該当しない） 本業務を受注した者及び本業務を受注した者と資本面・人事面での関係がある者は業務履行期間中に工期のある当該業務発注担当部署の発注工事に参加してはならない。また、本業務の担当技術者の出向・派遣元及び出向・派遣元と資本面・人事面で関係のある者は、業務履行期間中に工期のある当該業務発注担当部署発注工事に参加してはならない。（ただし、業務内容に、工事監督の支援、積算の支援、技術審査の支援に関する業務が付随されている場合に限る。）

<公物管理補助業務（その2）>

令和6年度から変更なし

業務区分	要件
堰・排水機場等管理支援	要件を付さない
道路許認可審査・適正化指導	・参加資格要件 本業務に関連する特定の企業や団体と資本・人事面における関連の有無に関わらず、業務提携及び技術提携等を行うなど、中立性・公平性に欠ける者でないこと。

<発注者支援業務等>

業務区分	要件
用地補償総合技術	・参加資格要件 入札に参加しようとする者は、業務の履行場所に係る被補償者との間において、以下の関係がないこと。 1）会社法に基づく子会社、親会社の関係にないこと。 2）入札参加者自身が被補償者でないこと及び入札参加者の役員が被補償者でないこと又は入札参加者の役員が被補償者の役員を兼ねていないこと。

＜行政事務補助業務＞

令和6年度から変更なし

業務区分	要件
調査設計 資料作成	・参加資格要件 本業務の履行期間中に履行期間がある当該事務所発注業務に参加している者及びその発注業務に参加している者と資本面・人事面で関係がある者は、本業務の入札に参加できない。 ・業務に関する事後制限(※参加資格には該当しない) 本業務を受注した者は、当該事務所（管理所）の発注業務※¹に参加することができない。 ※¹：発注業務は、発注者支援業務、公物管理補助業務、用地事務補助業務及び行政事務補助業務を除く全ての業務を言う。

＜行政事務補助業務＞

令和6年度から変更なし

業務区分	要件
用地調査点検等技術 裁決申請等関係資料作成整理等 災害復旧用地関係資料作成整理等	・参加資格要件 【用地調査点検等技術業務・災害復旧用地関係資料作成整理等業務のみ】 1) 本業務を受注した者及び本業務を受注した者と資本面・人事面で関係がある者は、本業務の履行期間中、<u>本業務の履行箇所に係る（災害復旧用地関係資料作成整理等業務は、「本業務の対象となる〇〇事業に係る」と読替え）</u>他の用地調査等業務の入札に参加してはならない。 また、本業務の履行期間に<u>本業務の履行箇所に係る（災害復旧用地関係資料作成整理等業務は、「本業務の対象となる〇〇事業に係る」と読替え）</u>用地調査等業務がある業務を受注している者及びその者と資本面・人事面で関係がある者は、本業務を受注することはできない。ただし、（略）本業務における権利者に対する適正な補償の確保に影響を与えない業務である場合にはこの限りではない。 【3業務共通】 2) 入札に参加しようとする者は、<u>本業務の履行場所に係る（裁決申請等関係資料作成等業務、災害復旧用地関係資料作成整理等業務は、「本業務の対象となる〇〇事業に係る」と読替え）</u>被補償者との間において、資本的・人的関係がないこと。 ①会社法に基づく子会社、親会社の関係にないこと。 ②入札参加者自身が被補償者でないこと及び入札参加者の役員が被補償者でないこと又は入札参加者の役員が被補償者の役員を兼ねていないこと。

【5】令和7年度発注者支援業務等における要件等

＜工事監督支援業務に準ずる業務＞

令和6年度から変更なし

業務区分	要 件
施工体制調査	・参加資格要件 業務の履行期間中に工期がある当該事務所発注工事に参加している者及びその発注工事に参加している者と資本面・人事面で関係がある者は、本業務の入札に参加できない。 ・工事に関する事後制限(※参加資格には該当しない) 本業務を受注した者及び本業務を受注した者と資本面・人事面で関係のある者は、業務履行期間中に工期のある当該事務所発注工事に参加してはならない。また、本業務の担当技術者の出向・派遣元及び出向・派遣元と資本面・人事面で関係のある者は、業務履行期間中に工期のある当該事務所発注工事に参加してはならない。

令和6年度から変更なし

（イ）業務実施体制に関する要件

- ・ 競争参加資格申請書を提出する者は、関東地方整備局管内に業務拠点（予定管理技術者が恒常的に常駐し業務を行うところ）を有するものであること。

例) ・ 発注者支援業務 → 関東地方整備局管内
・ 公物管理補助業務 → ○○県内、関東地方整備局管内
・ 行政事務補助業務 → 関東地方整備局管内

- ・ 業務の主たる部分を再委託するものでないこと。
- ・ 業務の分担構成が不明確又は不自然でないこと。
- ・ 設計共同体の場合に、業務の分担構成が必要以上に細分化されていないこと。

（ウ）業務実績に関する要件

令和7年度

競争参加資格申請書を提出する者（企業）は、平成**22**年度以降に完了した以下の発注機関が行う業務※（令和**6**年度完了予定も対象に含む）において、**1件以上の実績を有すること**。ただし、地方整備局等委託業務等成績評定要領に基づく**業務成績が60点未満**（本業務公告時において未完了の業務の業務成績は含まない）の場合は**実績として認めない**。

※業務内容については、次ページ参照のこと

[実績の対象となる発注機関]

- ・ 国の機関
- ・ 特殊法人等
- ・ 地方公共団体
- ・ 地方公社
- ・ 公益法人
- ・ 大規模な土木工事を行う公益民間企業

※用地関係は、国、特殊法人等、地方公共団体、地方公社、土地収用法第3条各号 34の一に規定する事業を行う者。

競争参加資格確認申請書の提出者に求める業務実績

令和6年度から変更なし

【企業】

業務内容 求める業務実績	発注者支援業務 (積算技術、技術審査、工事監督支援)	公物管理補助業務 (河川巡視、河川許認可、ダム管理、堰・排水機場管理、道路許認可)	用地補償総合技術	行政事務補助業務		工事監督支援業務に準じる業務
				調査設計資料作成	用地調査点検等・裁決申請・災害復旧	
発注者支援業務	●	●		●		●
公物管理補助業務	●	●		●		●
行政事務補助業務		●		●(注)		
CM業務	●	●		●		●
PFI事業技術アドバイザー業務	●	●		●		●
土木設計業務	●	●		●		●
調査検討・計画策定業務	●	●		●		●
管理施設調査・運用・点検業務	●	●		●		●
測量業務	●	●		●		●
地質調査業務	●	●		●		●
施工プロセス検査・施工体制調査業務						●
補償コン登録規程に定めるいずれかの業務			●		●	

注：求める業務実績は、行政事務補助業務のうち調査設計資料作成業務に限る。

※詳細については、各業務の入札説明書を参照のこと。

3) 配置予定管理技術者に対する要件

令和6年度から変更なし

(ア) 配置予定管理技術者の資格等

＜土木工事が相当程度含まれる場合＞

業務種別	資 格 要 件
・ 工事監督支援 ・ 技 術 審 査 ・ 積 算 技 術	・ 技術士（総合技術監理部門（建設）又は建設部門） ・ 1 級土木施工管理技士 ・ 土木学会特別上級土木技術者、土木学会上級土木技術者又は土木学会 1 級土木技術者 ・ (一社)全日本建設技術協会が認定する公共工事品質確保技術者（Ⅰ）、（Ⅱ） ・ R C C M又はR C C Mと同等の能力を有する者 （技術士部門と同様の部門に限る） （R C C M：R C C Mと同等の能力を有する者として、R C C M試験に合格しているが転職等により登録ができない立場にいる者を含む。）

（ア）配置予定管理技術者の資格等

令和6年度から変更なし

＜電気通信設備工事のみの場合＞

業務種別	資 格 要 件
・ 工事監督支援 ・ 積 算 技 術	- 技術士（総合技術監理部門（<u>電気電子</u>）又は<u>電気電子</u>部門） <u>1級電気施工管理技士</u> <u>1級電気通信工事施工管理技士</u> （一社）全日本建設技術協会が認定する公共工事品質確保技術者（Ⅰ）、（Ⅱ） - RCCM又はRCCMと同等の能力を有する者 （技術士部門と同様の部門に限る） （RCCM：RCCMと同等の能力を有する者として、RCCM試験に合格しているが転職等により登録ができない立場にいる者を含む。）

（ア）配置予定管理技術者の資格等

令和6年度から変更なし

＜造園工事が相当程度含まれる場合＞

業務種別	資 格 要 件
・ 工事監督支援 ・ 積 算 技 術	・ 技術士（総合技術監理部門（建設）又は建設部門） ・ 1級土木施工管理技士 ・ 土木学会特別上級土木技術者、土木学会上級土木技術者又は土木学会 1 級土木技術者 ・ （一社）全日本建設技術協会が認定する公共工事品質確保技術者（Ⅰ）、（Ⅱ） ・ R C C M又はR C C Mと同等の能力を有する者 （技術士部門と同様の部門に限る） （R C C M：R C C Mと同等の能力を有する者として、R C C M試験に合格しているが転職等により登録ができない立場にいる者を含む。） ・ <u>1 級造園施工管理技士</u>

(ア) 配置予定管理技術者の資格等

<公物管理（河川関係）の場合>

令和6年度から変更なし

業務種別	資 格 要 件
河川巡視支援 河川許認可審査 ダム管理支援 堰・排水機場管理	- 技術士（総合技術監理部門（建設）又は建設部門） 1級土木施工管理技士 - 土木学会特別上級土木技術者、土木学会上級土木技術者又は土木学会1級土木技術者 - RCCM又はRCCMと同等の能力を有する者（技術士部門と同様の部門に限る） （RCCM：RCCMと同等の能力を有する者として、RCCM試験に合格しているが転職等により登録ができない立場にいる者を含む。） - 河川法第77条第1項の河川監理員の経験を1年以上有する者 - 河川又は道路関係の技術的行政経験を20年以上有する者 - その他発注担当部署が認めた公物管理の資格を有する者 <ダム管理支援、堰・排水機場管理支援にのみ以下の資格を追加> - 河川法施行規則第27条の2第1項第1号に基づく登録試験（ダム管理技士試験）に合格あるいは第2号の研修を修了した者 <ダム管理支援にのみ以下の資格を追加> - 河川法第50条第1項の管理主任技術者の経験を5年以上有する者 <業務内容に堰・排水機場管理支援が相当程度含まれる場合は以下の資格を追加> 1級ポンプ施設管理技術士を有し、同種・類似業務の経験を5年以上有する者 <河川巡視支援にのみ以下の資格を追加> - 国土交通省登録技術者資格（施設分野：堤防・河道-業務：点検・診断） <河川許認可審査、堰・排水機場管理にのみ以下の資格を追加> - 河川維持管理技術者

(ア) 配置予定管理技術者の資格等

令和6年度から変更なし

<公物管理（道路関係）の場合>

業務種別	資 格 要 件
道路許認可 審査・適正 化指導	- 技術士(総合技術監理部門（建設）又は建設部門) 1級土木施工管理技士 - 土木学会特別上級土木技術者、土木学会上級土木技術者又は土木学会1級土木技術者 - RCCM又はRCCMと同等の能力を有する者 (技術士部門と同様の部門に限る) (RCCM: RCCMと同等の能力を有する者として、RCCM試験に合格しているが転職等により登録ができない立場にいる者を含む。) - 道路法第71条第4項の道路監理員の経験を1年以上有する者 - 道路又は河川関係の技術的行政経験を20年以上有する者 - その他発注者が認めた公物管理の資格を有する者

(ア) 配置予定管理技術者の資格等

令和6年度から変更なし

＜用地補償総合技術業務の場合＞

(配置予定主任担当者)

業務種別	資 格 要 件
・ 用 地 補償総合技術	- 公共用地交渉業務及びこれに関連する業務を総合的に行う業務に関し7年以上の実務の経験を有する者であって、補償業務に関し5年以上の指導監督的実務の経験を有する者 - 補償業務全般に関する指導監督的実務の経験7年以上を含む20年以上の実務の経験を有する者 - 登録規程第2条第1項の別表に掲げる総合補償部門に係る補償業務管理者 - 一般社団法人日本補償コンサルタント協会が定める「補償業務管理士研修及び検定試験実施規程(平成3年3月28日理事会決定)(以下「実施規程」という。)第3条に掲げる総合補償部門において実施規程第14条に基づく補償業務管理士登録台帳に登録された補償業務管理士 - 実施規程第3条に掲げる土地調査部門、土地評価部門、物件部門及び補償関連部門の4部門すべてにおいて実施規程第14条に基づく補償業務管理士登録台帳に登録された補償業務管理士

(ア) 配置予定管理技術者の資格等

令和6年度から変更なし

＜行政事務補助業務・工事監督支援業務に準ずる業務の場合＞

業務種別	資 格 要 件
・ 調査設計資料作成業務 ・ 施工体制調査業務	・ 技術士（総合技術監理部門（建設）又は建設部門） ・ 1 級土木施工管理技士 ・ 土木学会特別上級土木技術者、土木学会上級土木技術者又は土木学会 1 級土木技術者 ・ (一社)全日本建設技術協会が認定する公共工事品質確保技術者（Ⅰ）、（Ⅱ） ・ R C C M又はR C C Mと同等の能力を有する者 （技術士部門と同様の部門に限る） （R C C M：R C C Mと同等の能力を有する者として、R C C M試験に合格しているが転職等により登録ができない立場にいる者を含む。）

（イ）配置予定管理技術者に必要とされる同種又は類似業務の実績

- 配置予定管理技術者は、平成**22**年度以降に完了した以下に示す同種又は類似業務（令和**6**年度完了予定も対象に含む）において、1件以上の実績を有すること。

ただし業務成績が60点（本業務公告時において未完了の業務の業務成績は含まない）未満の場合は実績として認めない。

- 業務実績には、平成**22**年度以降に元請けとして同種又は類似業務に従事した経験の他、出向又は派遣、再委託により行った業務実績も同種又は類似業務として認める（ただし照査技術者として従事した業務は除く）。また、発注者として従事した同種又は類似業務の経験も実績として認める。

【5】令和7年度発注者支援業務等における要件等

配置予定**管理技術者**に必要とされる同種・類似業務の実績(1)

令和6年度から変更なし

【 凡例：同種● 類似○ 】

業務内容 求める業務実績	発注者支援業務		行政事務 補助業務 (調査設計 資料作成)	工事監督 支援業務に 準ずる業務 (施工体制)
	※電気通信設備 工事のみを除く (積算業務／ 技術審査／ 工事監督支援)	※電気通信 設備工事 (積算業務／ 工事監督支援)		
発注者支援業務	●		●○	●○
発注者支援業務（電気通信設備工事）		●		
公物管理補助業務	●	●	●○	●○
CM業務、PFI事業技術アドバイザー業務	○	○	○	○
土木設計における概略・予備・詳細設計業務	○		○	○
電気通信設備設計における 概略・予備・詳細設計業務		○		
土木工事（監理技術者）	○		○	○
電気通信設備工事（監理技術者）		○		
施工プロセス検査・施工体制調査業務				●○
行政事務補助業務（調査設計資料作成業務）			●○	

・「●○」の表記は、求める業務実績の発注機関(国や地方自治体など)によって同種・類似が分かれるケース
・実績を認める発注機関等の詳細は、各業務の入札説明書を確認すること

【5】令和7年度発注者支援業務等における要件等

配置予定**管理技術者**に必要とされる同種・類似業務の実績(2)

令和6年度から変更なし

【 凡例 : 同種● 類似○ 】

求める業務実績		業務内容	公物管理補助業務				
			河川 巡視	河川 許認可	ダム 管理	堰・ 排水機	道路 許認可
発注者支援業務			●	●○	●○	●	●
発注者支援業務（電気通信設備工事）							
公物管理補助業務	河川		●	●○		●	
	河川・ダム				●○		
	道路						●
CM業務、PFI事業技術アドバイザー業務							●
調査検討・計画策定業務	河川		○	○		○	
	河川・ダム				○		
管理施設調査・運用・点検業務	河川		○	●○		○	
	河川・ダム				○		
	道路						●
土木設計における予備・詳細設計業務	河川		○	○		○	
	河川・ダム				○		
土木設計における概略・予備・詳細設計業務（道路）							○
電気通信設備設計における概略・予備・詳細設計業務							
土木工事（監理技術者）			○	○	○	○	○
電気通信設備工事（監理技術者）							
施工プロセス検査・施工体制調査業務							
行政事務補助業務（調査設計資料作成業務）							

・「●○」の表記は、求める業務実績の発注機関(国や地方自治体など)によって同種・類似が分かれるケース
・実績を認める発注機関等の詳細は、各業務の入札説明書を確認をすること

【5】令和7年度発注者支援業務等における要件等

配置予定主任担当者が必要とされる同種・類似業務の実績 令和6年度から変更なし

【 凡例 : 同種● 類似○ 】

業務実績	対象業務	用地総合	点検	裁決	災害
発注者支援等	◆用地補償総合技術業務	●	●	●	●
補償コンサルタント業務	◆用地補償技術(補助)業務	●	●	●	●
	◆用地調査点検等技術業務	○	●	●	●
	◆用地関係資料作成整理等業務	○	●	●	●
	◆裁決申請等関係資料作成整理等業務	○	○	●	●
	◆災害復旧用地関係資料作成整理等業務	○	○	●	●
	◆土地調査部門業務(用地測量)	○	○	○	○
	◆土地評価部門業務	○	○	○	○
	◆物件部門業務	○	○	○	○
	◆機械工作物部門業務	○	○	○	○
	◆営業補償・特殊補償部門業務	○	○	○	○
	◆事業損失補償部門業務	○	○	○	○
	◆補償関連部門業務	●○(注)	●	●	●

注: 同種(●)は補償説明業務、類似(○)はそれ以外の業務

・実績を認める発注機関等の詳細は、各業務の入札説明書を確認のこと

(ウ) 直接的雇用関係

- 配置予定管理技術者は、本業務の履行期間中(契約日から業務完了まで)に本業務の代表者と直接的雇用関係がなければならない。
- 直接的雇用関係が確認できる資料を添付することとする。
- 競争参加資格確認申請書の提出期限までに競争参加資格確認申請者と予定管理技術者の間において直接的雇用関係が成立していない場合は、契約締結日までに直接的雇用関係が成立する旨の誓約書を提出するものとする。なお、誓約書の提出期限は競争参加資格確認申請書と同様の扱いとする。

（エ）手持ち業務量①

令和7年度

- ・ 配置予定管理技術者は、令和7年4月1日（令和7年4月2日以降に入札公告を行った業務については、当該公告日）現在の手持ち業務量（本業務を含まず、特定後未契約のもの及び落札決定通知（予定も含む）を受けているが未契約のものを含む。また、履行期限が令和7年3月31日以前となっているものは含まない。さらに、複数年契約の業務の場合は、契約金額を履行期間の総月数で除し、当該年度の履行月数を乗じた金額とする。以下同じ。）が5億円未満かつ10件未満であること。
- ・ ただし、手持ち業務とは管理技術者又は担当技術者（測量又は地質調査業務における主任担当者及び担当技術者、補償コンサルタント業務における主任担当者及び担当技術者、又は他の業種においてはこれらに相当する技術者を含む）となっている契約金額が500万円以上の業務をいう。
- ・ 令和7年4月1日現在での手持ち業務のうち、国土交通省の所管に係る建設コンサルタント業務等（港湾空港関係及び営繕工事に係るものを除く。）で調査基準価格を下回る金額で落札した業務がある場合には、手持ち業務量の契約金額を5億円未満から2.5億円未満に、件数を10件未満から5件未満にするものとする。

(エ) 手持ち業務量②

令和7年度

- ・ **業務の履行期間中は配置予定管理技術者の手持ち業務量が契約額5億円未満、件数で10件**（令和7年4月1日現在（令和7年4月2日以降に入札公告を行った業務については、当該公告日）の手持ち業務に、国土交通省の所管に係る建設コンサルタント業務等（港湾空港関係及び営繕工事に係るものを除く。）で調査基準価格を下回る金額で落札した業務がある場合には、契約金額で2.5億円未満、件数で5件未満）**を超えないこと**とし、超えた場合には、遅滞なくその旨を報告しなければならない。その上で、業務の履行を継続することが著しく不適當であると認められる場合には、当該管理技術者を、以下の1)から3)までの全ての要件を満たす技術者に交代させる等の措置請求を行う場合があるほか、業務の履行を継続する場合であっても、業務の業務成績評定に厳格に反映させるものとする。
 - 1) 当該管理技術者と同等の同種又は類似業務実績を有する者
 - 2) 当該管理技術者と同等の技術者資格を有する者
 - 3) 手持ち業務量が当該業務の入札説明書又は特記仕様書において設定している配置予定管理技術者の制限を超えない者

4) 配置予定担当技術者に対する要件

令和6年度から変更なし

(ア) 配置予定担当技術者の業務実施上必要な資格

業務種別	資 格 要 件
工事監督支援 技術審査 積算技術	- 技術士(総合技術監理部門(建設)又は建設部門)、技術士補(建設部門) 1級土木施工管理技士、1級土木施工管理技士補又は2級土木施工管理技士 - 土木学会特別上級土木技術者、土木学会上級土木技術者、土木学会1級土木技術者又は土木学会2級土木技術者 (一社)全日本建設技術協会が認定する公共工事品質確保技術者(Ⅰ)、(Ⅱ) - RCCM又はRCCMと同等の能力を有する者(技術士部門と同様の部門に限る) 「配置予定管理技術者に必要とされる同種又は類似業務の実績」と同様の実務経験が1年以上のもの(複数年契約の場合であって、業務が完了していない場合も、1年以上従事していれば実務経験を有するものとして判断する) - 河川又は道路関係の技術的行政経験を5年以上有する者

※ 競争参加資格確認時に所有資格の確認は行わない。特記仕様書と整合を図る。
電気通信設備、機械設備、宮繕、造園工事、管工事が含まれる場合は、上記の他別途資格が追加されるため、詳細は各業務の入札説明書による。
技術的行政経験とは、国、都道府県、政令市、**中核市**、特殊法人等で職員として従事したことをいう。

※青字: 令和3年度追加

【5】令和7年度発注者支援業務等における要件等

(イ) 配置予定担当技術者の業務実施上必要な資格

令和6年度から変更なし

業務種別	資 格 要 件
・河川巡視支援 ・河川許認可審査 ・ダム管理支援 ・堰・排水機場管理	・技術士（総合技術監理部門（建設）又は建設部門） ・技術士補（建設部門） ・1級土木施工管理技士、1級土木施工管理技士補又は、2級土木施工管理技士 ・土木学会特別上級土木技術者、土木学会上級又は1級又は2級土木技術者 ・RCCM又はRCCMと同等の能力を有する者（技術士部門と同様の部門に限る） ・河川法第77条第1項の河川監理員の経験を1年以上有する者 ・配置予定管理技術者に必要とされる同種又は類似業務の実務経験が1年以上（複数年契約の場合であって、業務が完了していない場合も、1年以上従事していれば実務経験を有するものとして判断する）の者 ・河川又は道路関係の技術的行政経験を5年以上有する者 ・その他発注担当部署が認めた公物管理の資格を有する者 ＜ダム管理支援、堰・排水機場管理支援にのみ以下の資格を追加＞ ・河川法施行規則第27条の2第1項第1号に基づく登録試験（ダム管理技士試験）に合格あるいは第2号の研修を修了した者 ＜ダム管理支援にのみ以下の資格を追加＞ ・河川法第50条第1項の管理主任技術者の経験を5年以上有する者 ＜河川巡視支援にのみ以下の資格を追加＞ ・国土交通省登録技術者資格（施設分野：堤防・河道-業務：点検・診断） ＜河川許認可審査、堰・排水機場管理にのみ以下の資格を追加＞ ・河川維持管理技術者、河川点検士

※ 競争参加資格確認時に所有資格の確認は行わない。特記仕様書と整合を図る。※青字：令和3年度追加
技術的行政経験とは、国、都道府県、政令市、**中核市**、特殊法人等で職員として従事したことをいう。51
詳細は各業務の入札説明書による。

(ウ) 配置予定担当技術者の業務実施上必要な資格

令和6年度から変更なし

業務種別	資 格 要 件
道 路 許 認 可 審 査 ・ 適 正 化 指 導	- 技術士(総合技術監理部門(建設)又は建設部門)、技術士補(建設部門) 1級土木施工管理技士、1級土木施工管理技士補又は2級土木施工管理技士 - 土木学会特別上級土木技術者、土木学会上級土木技術者、土木学会1級土木技術者又は土木学会2級土木技術者 - RCCM又はRCCMと同等の能力を有する者(技術士部門と同様の部門に限る) 「配置予定管理技術者に必要とされる同種又は類似業務の実績」と同様の実務経験が1年以上(複数年契約の場合であって、業務が完了していない場合も、1年以上従事していれば実務経験を有するものとして判断する)のもの - 道路法71条第4項の道路監理員の経験を1年以上有する者 - 道路もしくは河川関係の技術的行政経験、又は、道路交通行政経験を5年以上有する者

※ 競争参加資格確認時に所有資格の確認は行わない。特記仕様書と整合を図る。

※青字: 令和3年度追加

技術的行政経験とは、国、都道府県、政令市、**中核市**、特殊法人等で職員として従事したことをいう。

詳細は各業務の入札説明書による。

52

(エ) 配置予定担当技術者及び予定業務従事者の業務実施上必要な資格

令和6年度から変更なし

業務種別	資 格 要 件
用地補償 総合技術 業務	(配置予定担当技術者) - 公共用地交渉業務及びこれに関連する業務を総合的に行う業務に関し5年以上の実務の経験を有する者であって、補償業務に関し3年以上の指導監督的実務の経験を有する者 - 補償業務全般に関する指導監督的実務の経験5年以上を含む10年以上の実務の経験を有する者 - 登録規程第2条第1項の別表に掲げる総合補償部門に係る補償業務管理者 - 実施規程第3条に掲げる総合補償部門において実施規程第14条に基づく補償業務管理士登録台帳に登録された補償業務管理士 - 実施規程第3条に掲げる土地調査部門、土地評価部門、物件部門及び補償関連部門の4部門すべてにおいて実施規程第14条に基づく補償業務管理士登録台帳に登録された補償業務管理士 (配置予定業務従事者) - 公共用地取得に関する補償業務について、3年以上の実務経験を有する者(行政機関の職員としての経験、民間コンサルタントの職員の別を問わない) (配置予定担当技術者・配置予定業務従事者) - 配置予定技術者自身が被補償者でないこと及び被補償者の役員を兼ねていないこと。

(オ) 配置予定担当技術者及び予定業務従事者の業務実施上必要な資格

令和6年度から変更なし

業務種別	資 格 要 件
用地調査点検等技術業務	(配置予定担当技術者) - 公共用地取得に関する補償業務について、1年以上の実務経験を有する者（行政機関の職員としての経験、民間コンサルタントの職員の別を問わない）。 - 配置予定担当技術者自身が被補償者でないこと及び被補償者の役員を兼ねていないこと。 - 本業務の履行期間中（契約日から業務完了まで）に、直接的雇用関係があること。
裁決申請等関係資料作成整理等業務	
災害復旧用地関係資料作成整理等業務	
	(配置予定業務従事者) - 公共用地取得に関する補償業務について、1年以上の実務経験を有する者（行政機関の職員としての経験、民間コンサルタントの職員の別を問わない）。 - 配置予定業務従事者自身が被補償者でないこと及び被補償者の役員を兼ねていないこと。 ※裁決申請等関係資料作成整理等業務及び災害復旧用地関係資料作成整理等業務は、担当技術者のみ

（力）配置予定担当技術者の業務実施上必要な資格

令和6年度から変更なし

業務種別	資 格 要 件
・ 調査設計資料作成業務 ・ 施工体制調査業務	・ 技術士(総合技術監理部門(建設)又は建設部門)、技術士補(建設部門) ・ 1級土木施工管理技士、1級土木施工管理技士補又は2級土木施工管理技士 ・ 土木学会特別上級土木技術者、土木学会上級土木技術者、土木学会1級土木技術者又は土木学会2級土木技術者 ・ (一社)全日本建設技術協会が認定する公共工事品質確保技術者（Ⅰ）、（Ⅱ） ・ R C C M又はR C C Mと同等の能力を有する者（技術士部門と同様の部門に限る） ・ 「配置予定管理技術者に必要とされる同種又は類似業務の実績」と同様の実務経験が1年以上のもの（複数年契約の場合であって、業務が完了していない場合も、1年以上従事していれば実務経験を有するものとして判断する） ・ 河川又は道路関係の技術的行政経験を5年以上有する者

※青字：令和3年度追加

※競争参加資格確認時に所有資格の確認は行わない。特記仕様書と整合を図る。
技術的行政経験とは、国、都道府県、政令市、**中核市**、特殊法人等で職員として従事したことをいう。

1. 業務に必要なとなる物品・消耗品等

業務に必要な物品・消耗品は、受注者の責任において準備する。

※在庁型の業務について、受注者が、パソコン、プリンター、ソフト等を用意する必要がある場合は、特記仕様書に明記し、事務用品費として使用経費を積算(積上)計上する。なお、令和3年4月1日以降公告する業務より、工事監督支援業務にかかる電算機使用経費については率化されていることに留意願います。

2. 予定価格の作成にあたって適用する技術者単価について

予定価格作成に使用する単価は、入札書提出期限日時点の単価を適用します。

※関東地方整備局のHPに設計業務委託等技術者単価の取扱について掲載する予定ですのでご注意ください。

<https://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/gijyutu00000057.html>

令和6年度から変更なし

3. 【参考情報】見積りによる歩掛の決定方法について

作成担当所属名	企画部技術管理課基準第二係
作成時期	令和5（2023）年度
保存期間	5年
保存期間満了時期	令和10（2027）年度末

国調整技管第67号
令和5年8月1日

局内関係各課長 様
各事務（管理）所長・センター長 様

企画部 技術調整管理官
企画部 技術開発調整官

「建設コンサルタント業務等における入札・契約方式の選定、見積りによる歩掛の決定方法及び見積を取得して歩掛を決定した場合の情報開示について」の一部改定について（通知）

建設コンサルタント業務等（補償コンサルタント業務及び建築関係コンサルタント業務を除く）の入札・契約手続きに関する事項について、下記のとおり定めたので通知する。

なお、平成21年8月11日付け国調整技管第75号「建設コンサルタント業務等における入札・契約方式の選定、見積りによる歩掛の決定方法及び見積を取得して歩掛を決定した場合の情報開示について（通知）」については廃止する。

記

1. 適用

令和5年8月1日以降に入札・契約手続き運営委員会に諮る設計業務等に適用する。
なお、設計業務等とは、測量業務、地質調査業務、設計業務、及び調査・計画業務をいう。

2. 入札・契約方式の選定について

入札・契約方式の選定については、「関東地方整備局建設コンサルタント業務等における入札・契約・総合評価に関する運用ガイドライン」（手続き時点での最新版）に基づき選定すること。

3. 見積りによる歩掛の決定方法について

予定価格の算出にあたって、見積りを取得して歩掛を決定するときは、別紙－1により実施することとする。

4. 見積りを取得して歩掛を決定した場合の情報開示について

見積りを取得して予定価格算出のための歩掛を決定した場合は、入札参加者の適正かつ迅速な見積りに資するため、作成した歩掛を入札参加者に開示することとする。

開示する方法は、「電子入札システム（ダウンロードシステム）」によることとし、紙入札による場合など、やむを得ない場合に限りメールまたは郵送等で行うことができるものとする。

ただし、メールまたは郵送等で行う場合であっても、送付する全ての資料に、送付先の企業名・担当者名など入札参加者名が特定できる内容を記載しないこととする。

開示する時期は入札予定日の5日前までに行うこととする。なお、見積りを取得して歩掛を決定する業務については、入札説明書に下記のとおり記載することとする。

【入札説明書記載例】

○その他の留意事項

本業務は歩掛を作成するために見積り取得を行う業務である。見積り提出の依頼は入札参加者に対して、令和○年○月○日以降に電子入札システムで行う。紙入札方式による参加者に対しては、電子メールで行う。また、見積りを取得して作成した歩掛を入札日の前日から起算して5日以前に入札参加者に電子入札システムにより参考資料として開示する。紙入札方式による参加者に対しては、電子メールで行う。

令和6年度から変更なし

別紙－1

見積りによる歩掛の決定方法について

設計業務等標準積算基準書に定めのない内容について、見積りを取得して予定価格を算出する場合の見積りの取得方法及び歩掛の決定方法は下記のとおりとする。

記

1. 見積りの取得方法

見積りを取得するときは、原則として事務所長名で見積依頼を行うこととする。

(1) 発注時

- ・指名競争入札については、原則として指名選定業者全社から見積りを取得することとする。
- ・一般競争入札については、原則として入札参加者全社から見積りを取得することとする。

(2) 変更契約時

- ・契約業者から見積りを取得することとする。

2. 取得した見積りによる歩掛の決定方法（参考－1）

取得した見積りは、適用する労務単価（設計業務委託等技術者単価）等に置き換え、各社毎の合計額に対し、異常値を除いた価格の直近下位の者の見積りを採用する。

※異常値は、見積合計額の平均値±30%の範囲を標準とする。

令和6年度から変更なし

【機密性2】

参考-1

取得した見積りによる歩掛の決定(例)

- ① 取得した歩掛に労務単価を乗じて価格を算出する。
- ② 異常値は、各社毎の合計額の平均±30%(標準)で判定する。
- ③ 異常値を除いた平均額を算出し、その平均額の直近下位の社の歩掛を採用する。

例)

細別	名称									
	内訳	数量	A社	B社	C社	D社	平均	異常値 上限(+30%)	異常値 下限(-30%)	異常値 排除後平均
	設計計画	1式	800,000	900,000	300,000	600,000				
	〇〇計測	1式	2,500,000	2,200,000	800,000	2,500,000				
	〇〇編集	1式	300,000	300,000	200,000	300,000				
	〇〇作成	1式	400,000	450,000	300,000	500,000				
	合計		4,000,000	3,850,000	1,600,000	3,900,000	3,337,500	4,338,750	2,336,250	3,916,667



D社の「歩掛」を採用

※異常値を除いた平均価格は3,916,667円となり、
3,916,667円の直近下位はD社の3,900,000円となる。

4. 情報提供について

令和6年度から変更なし

関東地方整備局で発注される業務については、下記のホームページに掲載されています。

<https://www.i-ppi.jp/Search/Web/Index.htm>